

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第14号 平成25年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）にいての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第14号は、平成25年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 斉藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（高柳孝博君） 配水量そのものは減っているということですね。配水量は減っているんだけど、収入のところでは特になかったということは、配水量がもともと減るということで予定していたのか、そのあたりの増減がちょっと見えないものですから、会計的には利益が出ているということなんで、特に問題ないのかもしれませんが、そのあたり何か要因がありましたら・・・。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 当初予算の策定の段階におきまして、前年対比何パーセントということでやらせていただきまして、ある程度低めには見積もっておりました。現在の状況から確かにいろいろと毎月の決算の状況等では少なくなっており、昨年との比較でも減っているわけですが、予算的にはなんとか確保できるという見込みがあったもので、今回、収益の方は手を付けずにやらせていただきました。

その結果については、また6月の決算、議会の報告をさせていただきます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありますか。

○3番（佐藤作行君） 11ページなんですけど、不納欠損が237万3000円ということで、利益金が343万7000円で、だいぶ多いように感じるんですが、ここらはどうですか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 今回、10ページの貸借対照表の当年度純利益339万3000円の減ということで、不納欠損の方の計上額が237万3000円ということで、純利益減の3分の2を占める要因という形になったわけでございます。

今回、不納欠損をなぜ計上しなければならなかったかと言いますと、やはり先ほども申し

上げましたとおり、我われの方の未収金があるわけでございますけれども、その中で特に死亡していたとか、これを計上させていただいたのは、町外に転出してしまって、もういわゆる取り立てができないものについて厳選をさせていただいて計上したわけでございます。

未収金を減ずるということは、いわゆる資産を減ずるという形になってしまうわけでございますけれども、いつまでもこの、不良債権と言ったら申し訳ありませんけれども、それを抱えているわけにいかないもので、その辺を今回思い切って・・・、取り立てという言い方は悪いんですけれども、回収ができる未収金になるべくスリム化という考え方で今回、過年度収益損、いわゆる不納欠損額を計上させていただいたわけでございます。

○9番（一瀬寿一君） 今のところと同じ質問ですが、私も監査をやっていましたからわかっていますけれども、もちろんこれはこれで良いんですけれども、時効の年度というか、それが何年なのか。

それともう一つ、またこれは、一応ここで省略しても再度また入ってくるようなことがないとも限らない。そのときには、これは雑収入か、どこか特別会計へと入るのか。水道の年限というのは、未収金のあれは3年かな。5年かな。その辺をちょっと教えてください。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 水道等の給水、いわゆる使用料の時効につきましては、過去の最高裁の判例で2年という形で定まっております。

それから、今回不納欠損を計上したのは、先ほども佐藤議員にご説明したとおり、どうしようもなくなってしまったものだとということでご理解いただきたいと思います。

それで、この方から収入が入った場合にはどうするかというご質問でしたでしょうか。その場合は、経理的にどういうふうにするかですけれども、特別収入的な形でしか計上はできないかと思うわけです。結果的には未収金が回収されれば、当然未収金が減って現金が増えるわけですが、いま言ったとおり一瀬議員さんのご質問の場合に、特別に入った場合には特別収益としか計上することはできないんじゃないかと、経理的にはそう判断せざるを得ません。

○1番（藤井 要君） 追求するようなところは今のところくらいしかないんですけれども、同じですけれども、相続人という方がいるわけですよね。そういうところも調べて、相続人に追及というか、請求したりとか、ここら辺はどうなっていますか。ただ本人死亡でもう終わりとか、そういう点をもう少し詳しくお願いします。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） この今回不納欠損で計上した方は、既に他町村に転出してしまった方、それから、死亡した方というふうに説明しました。我われとしてもできるだけそ

ういうふうにやりたいわけですがけれども、なかなかそのいわゆる遺族、関係者への追及ということはしておりません。申し訳ございません。

今回、本当にもうどうしようもないもので不納欠損をさせていただいたということでございます。

○1番（藤井 要君） それでは、いなくなっちゃった、どこに行ったかわからないということで、相続人・・・、例えば、ここら辺に建物が残っていたりとかしても、相続財産があるわけですがけれども、そういう方に対してはやっていないということで、よろしいということで。確認で。もうそれ以上は、松崎町としてはやらないと。

町長、これは町長の方が良いですかね。回答は。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 申し訳ございません。説明の方がちょっと足りなかったようでございます。転出した方はほとんどアパートに住んでいて、松崎町に来て短期間なり長期間なり一時的に滞在して、それからまた出て行ったということで、結局追跡調査がもうできないような方ばかりでございまして、今回その欠損をしたわけでございまして、確かに遺族なり等の調査が不可能だという解釈でやらせていただきました。

○町長（齋藤文彦君） 今、課長が言ったとおり、その28人というのはなかなか難しいということで特別損失にしたわけで、藤井議員が言うようなやつもこれから出てくる可能性があると思いますので、そのようなことも加味しながらやっていきたいと思っています。

○1番（藤井 要君） それはわかりました。じゃあ、町内にいて、何回位滞納したら松崎町はストップとか、そういうような法則というか・・・、取っているんですかね。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 使用者の方は未収が出始めますと当然督促状なり催告書などを発送するわけでございます。最終的にどうしても入らなければ、5カ月で給水停止措置をさせていただいております。その上で、給水停止措置の通知をすると比較的金の方が入ってくる傾向にはあります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） 今の11ページの過年度損益修正損237万3000円、これは担当課長からの説明でわかりますけれども、この特別損失を上げるということは、この松崎町在住の水道加入者が全部支えるということなんですよ。いわゆる捨てるお金。

その辺に絡めて、徴収体制は日々の生活環境課の、温泉も含めて水道の徴収体制はどうなっているんですか。それをお伺いします。

それから、先ほど担当課長が言いましたけれども、時効・・・、最高裁の判例が2年と言い

ましたよね。これは一般法でいくと民法なんです。最高裁の判例は、一つの事件、事件ごとの判例であって、同じような事例が出てくれば、その判断を下すでしょうけれども、それは、一般法はあくまでも民法だと私は思うんです。時効が2年だから、最高裁の判例が出てるって。あまりにも解釈が安易すぎると思うんです。私は。

その同じような事例が起きて、2年でしょう。一般法は民法があるんです。ですから、それを絡めて時効の中断はどういうふうにかけているんですか。その2点をお願いします。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 1点目の日々の徴収体制ということでございますけれども、担当課、うちの方は5人体制でやっているわけでございます。その中で日々未収となりそうな方については、督促なりをし、給水停止をし、更に過年度分については毎月1回から複数回徴収督促通知をして、訪問徴収にも伺っております。その上で、できるだけ未収金を回収するように努力をしております。

それから、時効の関係の2年と言うことでございますけれども、こちらについては、確か水道料金及び温泉使用料金、これは電気料金と同じくくりになるわけございまして、こちらについては、民法の方の適用の、時効の2年が適用されるということで、確か我われの方の勉強の中の資料の方で、そういうふうになっていたというふうに覚えております。

○2番（福本栄一郎君） ですから、徴収は、いま説明があったとおり、人間の心理的にいきますと、額が大きくなるとなかなか払えなくなるんです。10万円、20万円・・・。額の小さいうちに、例えば、1万円未満とか、そういうのを決めて、それぞれの経済規模が1軒1軒違うでしょうけれども。

ですから、徴収計画を立てて、大きくならない間にやっている、その徴収計画をどういうふうに立てているのかということをもた再度お伺いします。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 当然大きくならないうちに処理をしていくというのは重要でございます。我われの方としても、やはり徴収・・・、危ないというふうな方につきましては、その型のお宅に赴いて、もしくは電話で呼んで役場の方に来ていただいて、納付計画について提出をさせていただいて、その都度納付していただくか、我われの方で徴収に伺うかという形で徴収計画を立てて提出していただいております。もちろん過年度分の大きな金額になった方についても同じように徴収計画を提出し、毎月の使用料以外に1万円とか2万円とかという額で納めていただくように指導はしております。

○1番（藤井 要君） 今のようなことを集中的にやっておりますので、ちょっと関連しますが、今年度の収入、これは差異がございませんけれども、これの未収はどのくらいの

予定ですか。未収はなしですか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） すみません。８ページの方をちょっとご覧いただきたいと思っています。申し訳ございません。

貸借対照表の所の流動資産の分の（１）現金・預金（２）未収金（３）貯蔵品ということで、未収金の方の部分がございます。既決予定額、これは当初予算の平成25年度末の予定額が2915万5925円というふうに謳ってありますけれども、今回補正予定額221万4843円を減じまして、2694万1082円を未収金という形で計上させていただきました。その△の221万4843円につきましては、先ほどの不納欠損の額も含めて減じているわけでございます。

ちなみに、2694万1000円の内訳としましては、平成25年の分の未収が約1370万円、それから、24年末、要するに24年度の１年間分の翌年度繰越が約130万円、それから、その24年度以前の貯まっている過年度分としましては約1200万円ということで、2694万1000円と分類をさせていただきます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○１番（藤井 要君） そうしますと、これは、24年度分が130万円、25年度分が1300万円、これは回収ということはわかりますけれども、23年度の1200万円分、これは２年度の猶予期間というか、時効の停止とかということ、手続きがちゃんとよそに逃げられないような、アパートの関係とか、がっちりやっていますか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） この分については、もう回収の見込みが立つということで、我われとしても一生懸命努力して回収に努めるような形でございます。1200万円分でございますけれども、繰り返しますけれども、一生懸命回収するようにしております。特に時効の停止等の手続きはしておりませんけれども、直接滞納者にお伺いしたり、連絡をして回収に努めるようにしております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○７番（関 唯彦君） 水道の・・・、かなり悪質で停止というか、完全に止めたところはあるんでしょうかね。水道を完全に止めたところ。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 完全に止めたという事例もございます。完璧にもうよそに逃げて行ってしまったとか、そんな方もいるわけでございまして、実際のところ給水停止の通知をしたらほとんどの方は一生懸命お金を一部払ったり、納付計画を立ててくれたりして、納付していただけるようにします。でも、給水停止をしたという事例は何件かあります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（一瀬寿一君） 本議案14号に賛成をいたします。内容を、今ご意見がいろいろ出ておりましたけれども、不納欠損、こちらのことがございますが、これも長い間ずっと払わないでいたんじゃないだろうか、すべて近いところの未収金は不納欠損にするわけではございませんので、これはどうにもこうにもしょうがない。やむを得ないというようなことで、これを苦肉の策でやったんじゃないだろうかと思うわけでございます。

これからも水道事業は命に関わる問題でございますので、しかとひとつ頑張ってやっていただくことをお願いいたしまして、賛成をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 平成25年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時56分）